北海道小学校長会
平成 28 年度　第 4 回理事研修会
道特協の活動や要望について

道小の皆様、特別支援学級設置校の校長の皆様には、日頃から、道特協、全特協の調査、研究大会の参加等、大変お世話になっている。感謝を申し上げる。

道特協は、「一人一人の教育的ニーズに応え、豊かに生きる力をはぐくむ特別支援教育の推進と充実」を研究主題に、全道小中学校 1400 校が加盟し、5 ブロック 25 地区の体制で研究を進めている。主な活動として、経営研究会、全道大会、研修会を開催している。今年度については、第 41 回北海道特別支援学級設置学校長協会　経営研究会旭川大会を 11 月 1～2 日に開催した。全道 25 地区から約 250 名の会員の皆様に参加していただき、成功した大会となった。来年度は、石狩地区千歳市において、11 月 1～2 日に行う予定である。

成果の一つとして、特別支援学級に在籍する児童の増加、通常の学級内における特別な教育的な支援を必要とする児童生徒数の増加にともない、また、今年度の 4 月に施行された「障害者差別解消法」に関わる合理的配慮の提供の対応等を受け、校長の特別支援教育に関する意識がとても高くなっていることが挙げられる。

課題として、合理的配慮の提供に関わって、一人一人の教育的ニーズに適切に応えるためには、通常の学級での 35 人以下学級の全学年の実現、特別支援学級の人的配置の充実（定数改善･支援員や介助員の配置）の必要であると考えている。

合理的配慮の提供に関しては、北海道や札幌市では、大きな問題に発展する事案は今のところないが、心配なことが 1 点ある。合理的配慮の提供は、保護者等の申立てを学校として受け、丁寧に合意形成を図ることが重要であるが、要請を多く受ける担任段階で「できる。できない」と答えている場合が多いという指摘が道教委との話し合いの中で、保護者団体からあったことが分かった。留意する必要がある。

新学習指導要領の審議のまとめの中で、教育課程編成の柱として 6 点示されている。その中で、「子どもの発達をどう支援するか」が視点として取り上げられている。こうしたインクルーシブ教育システムが推進される中で、多様な学びの場でということで通常の学級、特別支援学級、通級教室、 特別支援学校とあるが、校長として、教育課程編成についての理解が一層求められることになる。また、特別支援学級に在籍する児童、通級教室に通級する児童の個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成が義務化される中で、校長として、作成だけでなく活用に関わる指導助言が今後の課題となってくる。

平成28年度の道特協活動報告①

道特協　会長　　髙村　誠
（札幌市立美しが丘緑小学校長）

道特協とは

○北海道特別支援学級設置学校長協会（道特協）は、昭和50年5月に特殊教育の振興を図る上で、設置校長相互の理解と研究交流を図る目的から、札幌市と石狩管内の特殊学級を設置する学校長が中心となり、北海道特殊学級設置学校長協会として創立された。

○その後、学校教育法の一部改正による特殊教育から特別支援教育への転換を機に、現在の名称に変更した。

○創立当初は設置校数も少なく、また今日ほど特別支援教育に対する理解も広がっていない中、その活動は大変困難な状況であったようである。

○今日北海道においては、小規模校の統廃合が進んでいる状況にもかかわらず、特別な教育的支援を必要とする児童生徒数がここ10年ほどの間に急激に増加する中で、道内小中学校約1.700校の約8割に当たる1.400校が加盟し、5ブロック25地区の体制で研究を進めている。

目的・事業

【目　的】

○北海道の特別支援教育の充実発展を図り、広く障がいのある児童生徒の教育振興に寄与することを目的とする。

【事　業】

1. 特別支援学級および通級指導教室の管理運営に関する調査研究
2. 特別支援学級および通級指導教室の教育についての連絡協議
3. 障がいのある児童生徒の教育の推進・充実のための研修と振興活動
4. その他、本会の目的達成に必要な事業

主題

○一人一人の教育的ニーズに応え、豊かに生きる力をはぐくむ特別支援教育の推進と充実

活動の重点

1．特別支援教育の充実・発展を図る学校経営の充実に努める

(1) 特別支援学級設置学校としての創造的な経営の推進と課題の解明

(2) 共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムの構築のための基礎的環境整備及び合理的配慮の在り方の理解

(3)『自立と社会参加』を根ざした教育課程の編成・実施と改善

2．職能の向上のための研鑽を深める。

(1)『北海道特別支援学級設置学校長協会第41回経営研究会 旭川大会』の開催

(2) 研修の実施・研究資料の収集と提供

①合同研修会（道・札特協共催:道立特別支援教育センター）の開催

②定期総会研修会時の研修（講演）

③会報・道特協だより、各種調査のまとめ等の発行を通し、全国・全道の動向、各地区の取組や実践などの情報の提供

④特別支援教育に関する全道の現況調査

(3) 特別支援学級・通級指導教室及び通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の理解と効果的な指導や連携の研修

①教育課程の編成及び「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成・活用の在り方

②特別支援教育支援員の拡充と有効な活用事例の研究

③通級指導教室の充実と課題の解明

3．会員相互の連携や5ブロック25地区の活動の積極的な推進・発展に努める

(1) 各地区推進体制の充実と連携協力のための、全道副会長研修会の開催

(2) 地区組織の整備と研修活動の推進

4．関係諸機関・関係諸団体との連携を図る

(1) 幼保小、小中、中高、特別支援学校等の連携の拡大と就学支援・進路指導の充実

(2) 特別支援教育を推進する上で課題となる、教育条件の整備の関係機関への働きかけ

(3) 道小、道中との連携（施策要望にかかわることや経営研究会への協力依頼等）

(4) 特別支援教育関係諸機関、諸団体との連携

(5) 教育行政機関や教育研究機関との連携

(6) 福祉、医療機関との連携

平成28年度の道特協活動報告②

活動の概要

(1) 定期総会・研修会　　5月20日(金)
【講　　演】「特別支援教育の動向と直面する課題」
北海道立特別支援教育センター所長　木村　浩紀　様

(2) 第41回北海道特別支援学級設置学校長協会　　経営研究会旭川大会　11月1日(火)～2日(水)
【大会主題】
「一人一人の教育的ニーズに応え、豊かに生きる力をはぐくむ特別支援教育の推進と充実」
【講　　演】「特別支援教育の推進と学校経営」　　北海道教育庁教育指導監　西村　泉　様
【研究協議:4提言】
①交流及び共同学習の在り方と教育課程の編成にかかわる校長の取組
②個別の指導計画・個別の教育支援計画の活用と一貫した指導・支援にかかわる校長の取組
③教職員や特別支援教育コーディネーターの専門性・資質向上にかかわる校長の取組
④学校間・校種間・関係機関との連携による校内支援体制の充実にかかわる校長の取組

(3) 全道理事研修会　11月1日(火)
【講　　話】「特別支援教育の動向」
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課学校教育指導グループ主幹　伊藤　友紀　様

(4)道特協・札特協「合同研修会」8月26日(金)
【講　　演】「特別支援教育の着実な推進のために」
北海道立特別支援教育センター所長　木村　浩紀　様
【講　　話】「特別支援教育の充実～校内研修プログラムの活用～』
北海道立特別支援教育センター教育課長　柏木　拓也　様

特別支援教育センター
所長　木村　浩紀　様

(5)第1回全道副会長研修会　11月1日(火) 旭川市
第2回全道副会長研修会　3月3日(金) 札幌市
【研修内容】全特協の情報提供・道特協の課題検討・各地区の取組の交流　他

調査・広報

・全道の特別支援教育の実態把握と傾向についての調査(12月末集計予定)　・全特協現況調査
・自情における知的遅れのない児童の割合　・自閉症児・緘黙児について　・合理的配慮の提供

・会報(年2回発行)道特協だより(年3回発行)
・道特協経営研究会・全特協全国研究協議会の報告等

成果と課題

【成果として考えられること】

◇特別な教育的な支援を必要とする児童生徒の数が特別支援学級だけではなく通常の学級内にも増えている現状、また「障害者差別解消法」の施行に関わる合理的配慮の提供の対応等を受け、特別支援教育に関する校長の意識がとても高くまった。新学習指導要領では、全ての学校、学級に発達障がいを含めた障がいのある児童生徒が在籍することを前提に審議が進められてきた、告示を控え、特別支援教育推進の責任者として、今後とも特別支援教育の理念を位置付けた学校経営の充実に期待したい。

【課題として考えられること】

◇合理的配慮の提供にも関わり、一人一人の教育的ニーズに適切に応えた指導の充実には、特別支援学級の人的配置の充実(定数改善・支援員(介助員)の配置の一層充実が必要。

◇合理的配慮の提供に関しては、保護者等の申立てを学校として受け、丁寧に合意形成を図ることが重要。

◇新学習指導要領の実施に向けて、校長には、インクルーシブ教育システムの構築に関わり、通常・通級・特別支援学級・特別支援学校の多様な連続した学びの場の提供という面から、教育課程の編成についての理解が一層求められることになる。また、交流及び共同学習の推進に関わり、単に交流の側面だけではなく、学習面のねらいを明確にした授業実践に取り組むよう、校長の指導力が求められる。

◇新学習指導要領では、通級、特別支援学級の児童生徒に対する「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成が義務化される。校長として、作成はもちろん活用に対する指導・助言が今後重要になる。